第３回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和８年９月４日

上富良野町農業委員会

第３回　上富良野町農業委員会総会　議事録

１　日　　時　令和８年９月４日（金）　午後１時30分から午後２時１７分

２　場　　所　ＪＡふらの北エリア上富良野事務所　役員会議室

３　出席委員　１３名

仮議席	委員名	仮議席	委員名	仮議席	委員名
1	野原美紀子	2	長谷川岩夫	3	北村　隆明
4	谷口　弘道	5	佐藤　絵美	6	瀬川　英樹
7	向山　　直	8	新屋　雅己	9	春名　正義
10	伊藤　直人	11	對馬　　徹	12	菊地　信幸
13	内田　　透				

４　欠席委員

	なし				

５　遅参委員　　なし

６　議事日程

日程第２　　諮問第１号　農用地利用集積等促進計画案の作成について

日程第３　　議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について

日程第４　　議案第２号　土地の現況証明書下付について

日程第５　　議案第３号　農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について

７　農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長　林下里志	主事　川崎琢巳

8　会議の概要
　開会（午後１時３０分）　　（着席）

開会の宣言

事務局長　全員ご起立ください。「礼」ご着席ください。
只今より、第３回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

議　長　これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、１３名であります。
定数に達しておりますので、これより第３回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。事務局長。

事務局長　議案により、諸般の報告を行います。

議　長　以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第１　会議録署名委員の決定は、会議規則第１３条第２項により議長において、
３番　北村隆明　君　　４番　谷口弘道　君　を指名いたします。

議　長　　日程第２　「諮問第１号　農用地利用集積等促進計画案の作成について」の件を議題といたします。
諮問第１号を、事務局が説明いたします。　「事務局」

事務局　　諮問第１号について、ご説明いたします。
農用地利用集積等促進計画案を定めるにあたり、所有者及び借受予定者との利用調整がなされ、農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資する。と認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条及び第 19 条並びに農地中間管理事業の規定等に基づき、貴会の意見を求める。
なお、次の計画案のとおり認可申請されれば即日公告できるものとする。
令和８年９月４日提出　　上富良野町長　　斉藤　　繁

農用地利用集積等促進計画案の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第１８条第５項第２号及び第３号に規定する要件等を満たしていると判断されます。
審議の資料として、調査書をご覧願います。
以下、諮問第１号朗読。

１の１
出し手、上富良野町札幌市中央区北５条西６丁目１番地 23 の公益社団法人北海道農業公社さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計１筆。地目は公簿現況ともに田で、面積は１筆合計で 9,186.00 ㎡です。内容は賃貸借で、対価は〇〇〇〇千円。始期は公告日で、終期は令和 13 年５月 26 日です。支払い方法は口座振込、支払い時期は毎年１１月３０日までです。事業は農地売買等事業の貸付タイプです。事業参加予定者は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。"

議　長　　これをもって提案理由の説明を終わります。
諮問第１号　１の１について、提案に関する補足説明を願います。
「６番、瀬川英樹　委員」

瀬川委員　　６番　瀬川です。諮問第１号　１の１　について、補足説明いたします。

出し手　札幌市の　北海道農業公社
受け手　〇〇〇〇の　〇〇〇〇
所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇沿いになります。
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、貸付タイプで売買となったところです。今回、北海道農業公社への所有権移転が完了し、５年間の賃貸契約を〇〇〇〇とすることとなりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議　長　　これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第１号　１の１を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議　長　　日程第３　議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第１号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局　　議案第１号について、ご説明いたします。
農地法第３条第１項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第２項の規定に基づき、許可の可否について審議を求める。
　令和８年９月４日提出　　上富良野町農業委員会会長　内田　　透

許可申請は、農地法第３条第２項及び第３項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。
審議の資料として、農地法第３条調書を添付してございますのでご覧願います。
以下、議案第１号を朗読。

１番
出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計１筆。地目は公簿現況ともに畑で、面積は１筆合計で18,681.00 ㎡です。権利移転・設定の理由は賃貸借となりました。

議　長　　これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第１号　１番について、提案に関する補足説明を願います。
「８番、新屋雅己　委員」

新屋委員　　８番　新屋です。議案第１号　１番について、補足説明いたします。

出し手　〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
受け手　〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇沿いになります。
賃貸の期間が満了したため、期間更新による賃貸契約をすることとなりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議　長　　これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第１号　１番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第１号　１番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議　長　　日程第４　議案第２号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第２号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局　　議案第２号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求める。
　　令和８年９月４日提出　　上富良野町農業委員会会長　内田　　透

審議の資料として、現地調査表を添付してございますのでご覧願います。
以下、議案第２号を朗読。

１番
土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。申請者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計１筆。地目は公簿が畑で現況は農地・採草放牧地以外。面積は１筆合計で 29,471.00 ㎡です。

議　長　　これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第２号　１番について、提案に関する補足説明を願います。
「４番　谷口弘道　委員」

谷口委員　　４番　谷口です。議案第２号　１番　について、補足説明いたします。

８月 25 日に　長谷川委員、野原委員と、現地調査を行いました。

所有者は　〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
所在地は　〇〇地区の〇〇〇〇道路沿いです。
土地の経過については、事務局の説明とおりです。
公簿上は畑ですが、農地・採草放牧地以外とすることが適当と思います。

慎重審議をよろしくお願いします。

議　長　　これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第２号　１番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第２号　１番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議　長　　日程第５　「議案第３号　農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について」の件を議題といたします。
議案第３号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局　　議案第３号について、ご説明いたします。
農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第７条第１項の規定に基づき、令和５年５月 11 日に策定した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について、審議を求める。
令和８年９月４日提出　　上富良野町農業委員会会長　内田　　透

当該指針については、策定から３年が経過したため、定期的な検証も含め、現状の数値目標など、一部見直しを行うものです。
以下、資料により説明。

前回の農業委員会協議会において審議済みの内容から変更がないため、説明を省略させていただきます。

議　長　　これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第３号　について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第３号　を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議　長　　当初の議案書にはありませんでしたが、本日、議案を１件追加させていただきます。
別に印刷した議案を配布してありますので、そちらをご覧ください。

議　長　　日程第５　「諮問第２号　農用地利用集積等促進計画案の変更について」の件を議題といたします。
諮問第２号を、事務局が説明いたします。　「事務局」

事務局長　　諮問第２号について、ご説明いたします。
農用地利用集積等促進計画案を定めるにあたり、所有者及び借受予定者との利用調整がなされ、農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資する。と認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条及び第 19 条並びに農地中間管理事業の規定等に基づき、貴会の意見を求める。
なお、次の計画案のとおり認可申請されれば即日公告できるものとする。
令和８年９月４日提出　　上富良野町長　　斉藤　　繁

農用地利用集積等促進計画案の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第１８条第５項第２号及び第３号に規定する要件等を満たしていると判断されます。
審議の資料として、調査書をご覧願います。
以下、諮問第２号朗読。

２の１
出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇で、計１筆。地目は公簿現況ともに田で、面積は、１筆合計で 21,837.00 ㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。移転時期は公告日で、支払方法は口座振込、支払時期は令和８年１０月２０日までで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

議　長　　これをもって提案理由の説明を終わります。
諮問第２号　２の１について、提案に関する補足説明を願います。
「６番、瀬川英樹　委員」

瀬川委員　　６番　瀬川です。諮問第２号　２の１　について、補足説明いたします。

出し手　〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
受け手　〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇〇〇地区の〇〇〇〇沿いになります。
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、即売りタイプで売買となったところです。今回、９月４日までの支払期限を 10 月 20 日までに変更することとなりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議　長　　これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

對馬委員　　これまでに前例が無いように思えるが認められるものか。

事務局長　　本来であれば、支払期限内に支払うことができなければ公告の効力は失効することになるが、支払期限や金額等一部を変更する場合で、農地の出し手と受け手の合意があれば変更として再度総会の場に諮問することができる。

對馬委員　　明確な理由は必要ないのか。

事務局長　　受け手から期限までに支払うことができないと北海道農業公社伝いで伺っている。また、９月３０日までには支払うことができるため、支払期限の１カ月程度の延長の申し出があったと伺っている。

向山委員　　支払期限を延ばす理由が明確でないと判断しかねる。

事務局長　　あっせん会議において、代金の支払い能力がある農業者を受け手として認めている。またその際に、支払期限や受け手として能力があることを認めているところである。その本人から期限を延ばしてほしいと要望があったため、今回の変更の議案に載せている。

向山委員　　既に代金は出し手に入金は行われているか。

事務局長　　受け手が公社に支払った後に入金されるため、未だ支払われていない。出し手本人から延長することの理解は得ている。

向山委員　　公社も入金が遅れることを納得しているか。

事務局長　　北海道農業公社は淡々と事務を行うだけであり、地元農業委員会に判断を委ねていることが現在の状況である。本来であれば出し手と受け手への意向確認等の調整や説明を行ってほしいと考えている。

議　長　　このあっせんは当時私が担当していた案件であり、もともと賃貸を結んでいた○○○○さんが買い手となった経緯がある。本人から１カ月程度の延長があったとのことでやむを得ない事情と捉えるがどうだろうか。今後の期限が守られない場合は支払い能力がないものと認めざるを得ないと考える。

ここで、暫時休憩といたします。

～暫時休憩～

議　長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、諮問第２号　２の１を採決いたします。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

本日の日程は、全て終了いたしました。

第３回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長　全員ご起立ください。　「礼」

以上、諮問２件、議案３件　の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後２時１７分

上記第３回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和８年９月４日

上富良野町農業委員会長 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上富良野町農業委員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上富良野町農業委員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿